

当面の機動的な調査観測の実施体制について

（令和 6 年 6 月 10 日 第 1 回機動調査観測部会 資料 機 1－（６））

火山調査委員会は、総合的な評価に基づき、評価に必要となる機動的な調査観測項目等を取りまとめた調査研究方策を作成する。各火山の調査研究方策を踏まえ、機動的な調査観測を進めるための具体的な実施計画については、火山調査委員会の下に機動調査観測部会を設置して立案する。各機関は、火山調査研究推進本部の調査研究方策や具体的な実施計画に基づいて、連携して機動的な調査観測等を実施することとする。

機動的な調査観測の実施体制等については、当面以下の体制とする。

○実施体制の概要

- ・ 防災科学技術研究所において、関係する機関と連携して「機動的な調査観測・解析グループ」を設置し、そのグループの事務局は防災科学技術研究所及び海洋研究開発機構が担う。

○「機動的な調査観測・解析グループ」の役割

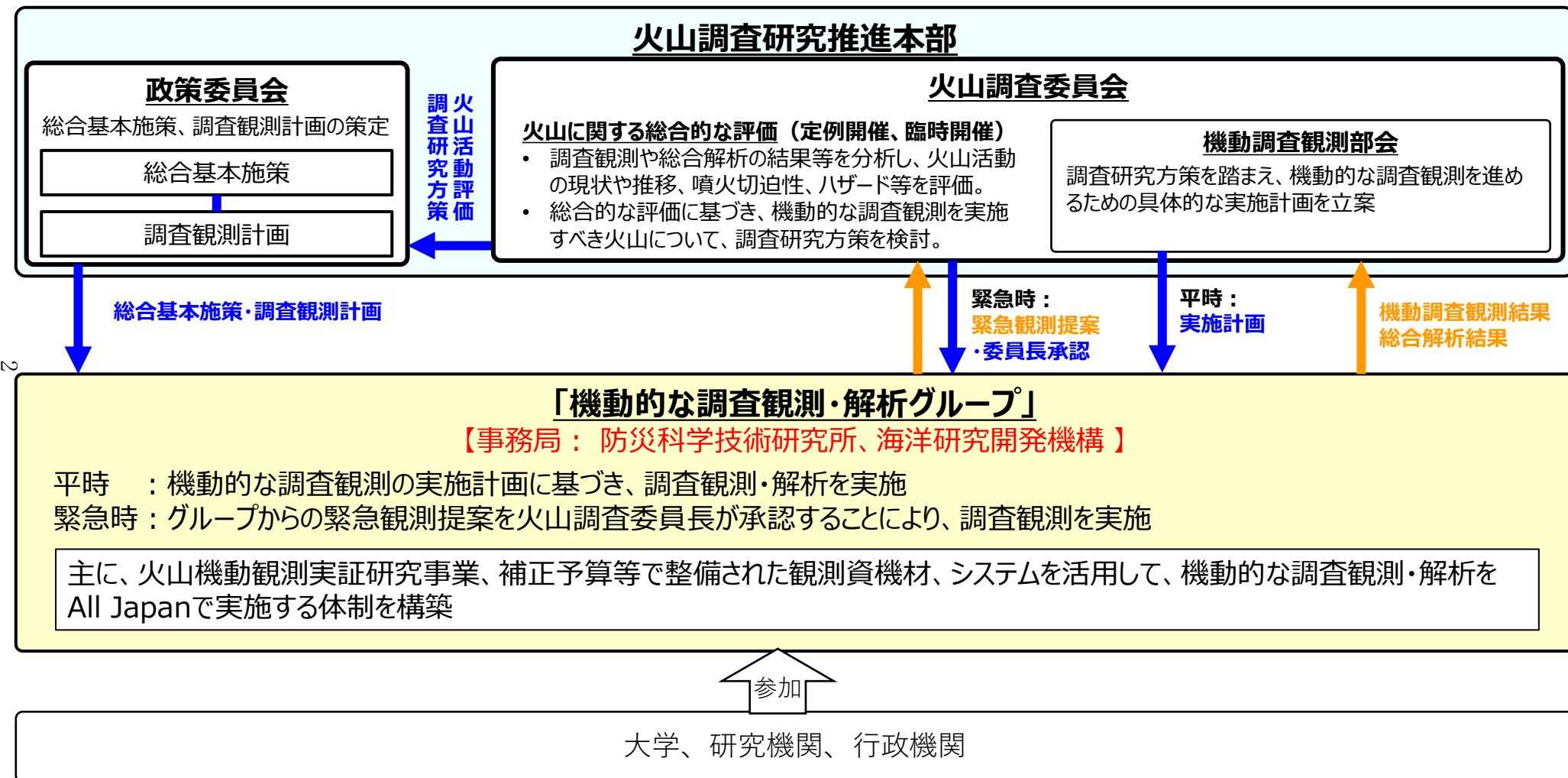
- ・ 機動調査観測部会で立案された実施計画に基づき、調査観測・解析を実施
- ・ 調査研究方策や実施計画を作成する前の場合であっても、噴火が切迫している状況や噴火が発生した場合などにおいては、緊急観測計画を火山調査委員会に提案し、火山調査委員会委員長の承認を受け、調査観測・解析を実施
- ・ 機動的調査観測により得られた結果は火山調査委員会に報告

○令和 6 年度の取り組み

令和 6 年度は、まず「令和 5 年度火山機動観測実証研究事業」や「令和 6 年度火山の機動観測体制の構築」（いずれも補助事業）で対象としている霧島山における機動観測を実施。機動調査観測部会においては、霧島山での実施計画等を検証しつつ、今後作成する実施計画の具体的な立案方針等を検討。

機動的な調査観測・解析の実施体制

(令和6年6月10日 第1回機動調査観測部会 資料 機1 - (6))



- 総合基本施策、調査観測計画において、「機動的な調査観測・解析グループ」を位置付け。
- 「機動的な調査観測・解析グループ」については、防災科学技術研究所と海洋研究開発機構が共同で事務局を務める。
- 平時は、機動調査観測部会の実施計画に基づいて、機動的な調査観測を実施。
- 緊急時は、グループからの提案に対して、火山調査委員会（委員長）の承認により、機動的な調査観測を実施。